

枚方市国民保護計画(案)に対する市民意見等の募集結果について

■募集要領

○募集対象

枚方市国民保護計画(案)

○募集期間

平成18年9月1日(金)～平成18年10月2日(月)

○募集方法

- ・計画(案)及び計画(案)の概要版を市のホームページに掲載し、意見を募集
- ・上記と同内容の印刷物(概要版の点訳)を、市危機管理部、各支所(市内3ヵ所)に配置

○提出方法

- ・市のホームページ「e-アンケート(市民の声)」を利用して提出
- ・「意見提出用紙」により、郵便、ファクシミリにて提出
- ・危機管理部及び3支所に設置している意見回収箱に投函

○取り扱い

- ・提出意見等を考慮して計画策定作業を実施
- ・提出意見等の概要とそれに対する協議会の考え方を市のホームページ等により公表

■提出状況

○意見件数

- ・42件【個人3名から6件(ファクシミリ・回収箱)：1団体から36件(回収箱)】
- ・主な意見項目(詳細は別紙のとおり)

【協議会に対する意見・質問】

- | | |
|--------------------------|---------------------------------------|
| (1) 国民保護計画策定《P. 2》 | (9) 自主防災組織及び消防団の
国民保護体制との関わり《P. 7》 |
| (2) はじめに《P. 2》 | (10) 自衛隊《P. 8》 |
| (3) 実施マニュアル《P. 3》 | (11) 核攻撃への対応《P. 8》 |
| (4) 基本的人権の尊重《P. 3》 | (12) 退避の指示者《P. 9》 |
| (5) 国民の協力《P. 4》 | (13) 災害時要援護者の避難誘導《P. 9》 |
| (6) 指定(地方)公共機関の自主性《P. 5》 | (14) 住民に対する広報・啓発《P. 10》 |
| (7) 国際人道法的確な実施の確保《P. 6》 | (15) 特殊標章等《P. 11》 |
| (8) 国際人道法の基本原則《P. 7》 | (16) 市民アンケート《P. 11》 |

【市に対する意見・質問】

- | | |
|------------------------|--------------------------|
| (17) 国際人道法の啓発《P. 12》 | (20) 国立市平和都市条例(案)《P. 13》 |
| (18) 枚方市国民保護協議会《P. 12》 | (21) 自衛隊の土地等の使用《P. 13》 |
| (19) 基本指針要旨《P. 13》 | (22) 国への要望《P. 14》 |

枚方市国民保護計画(案)に対する意見内容及び意見に対する考え方

【協議会の考え方】

項番	頁	行	項目等
1			国民保護計画の策定について

【意見の概要】

- 武力攻撃事態は、経済、社会、教育、平和などの施策、外交で根本的な解決をするべきで、武力攻撃事態法や国民保護法で解決できる問題ではない。国民保護計画とその訓練は、仮想敵国への敵がい心をおると同時に、訓練に参加しない世帯を『非協力者』『非国民』としてあぶりだす相互監視社会を作り出し、戦争への道となるのは、戦前の歴史が示すところである。よって国民保護計画案の作成は行うべきではない。
- 全頁にわたり、200回以上の『武力攻撃』の言葉が出てきて、不安を掻き立てられる。それに対し『国民保護』の言葉をいくら聴いても安心出来ないし、正直不信が増大する。
- 形をかえた国家総動員法ではないか、こんなものは必要ない。
- 着上陸侵攻など、どの国から攻撃されると思っているのか、武力攻撃からまぬがれる唯一の方法は、武力（在日米軍及び自衛隊）から遠ざかることである。

【協議会の考え方】

武力攻撃やテロなどは、絶対に発生してほしくありません。そのための平和への取組みや外交努力の積み重ねは、きわめて重要なことです。しかしながら、万が一、不幸にも武力攻撃等が発生した場合、市は、国民保護法その他の法令等に基づき、国民の生命・身体・財産を守り、国民生活・国民経済への影響が最小となるよう、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するとともに、市域において関係機関が実施する国民保護措置等を総合的に推進する責務を有しています。この責務にかんがみ、国民保護措置を実施するための基本的な枠組みを定めるものとして、国民保護法第35条及び第182条の規定に基づき、本計画を策定するものです。

項番	頁	行	項目等
2			「はじめに」について

【意見の概要】

- 「はじめに」は計画に入っているのか、目次に追加して入れるべき。
- 「はじめに」に下記の内容追加を提言する。
 1. 「枚方市は、現在平和な町として運営され基地や戦争に関係することは、なんら存在しない。現在の枚方市を攻撃対象にすることは国際法違反である。」
 2. 「国際社会は、戦争違法化の流れを作り出し、国際人道法において『文民保護』の具体的積み上げをしてきた。市民への無差別攻撃は禁止され、軍及び軍用物と民用物を分離した街づくりを義務づけている。違反したときは、国際刑事裁判所の対象になるシステムが出来ている。」
 3. 「非核平和都市宣言」や「人権尊重都市宣言」の理念は「憲法において定められたおかしことのできない平和的生存権を保障するものである。」
 4. 「自治体としてできる平和外交を推進する。」
 5. 「武力不行使、武力を持たないとした日本国憲法9条の言及」

【協議会の考え方】

巻頭メッセージの「はじめに」は、市国民保護計画策定にあたっての「非核平和都市宣言」や「人権尊重都市宣言」を行っている市の基本姿勢を明確にしたものです。

戦争や紛争はあってはならないことであり、地方自治体においても、世界平和の実現に向けて不断の努力を重ねていかなければなりません。市では、これまでも平和の実現や核兵器の廃絶について市の姿勢を明らかにし、様々な平和施策を市民参加で推進するとともに、平和のための国際理解や国際交流を深める事業に積極的に取り組んできました。

国民保護計画は、万一の武力攻撃やテロから国民の生命・身体・財産を守るために作成されるものですが、市は、本計画の策定を契機に、これまで取り組んできた「非核平和都市宣言」や「人権尊重都市宣言」の理念に基づいた様々な施策を、より一層推進していくこととしています。

項番	頁	行	項目等
3	8	11	「実施マニュアル」について

【意見の概要】

- 「本計画策定後、…「実施マニュアル（仮称）」を作成するなどして、本計画に基づく措置を円滑に実施できるように努める。」とあるが、実際にシミュレーションすべき。
- まず、前提として40万の市民を守る保護計画が、可能かどうかのシミュレーションを行うべき。むやみに急ぎ、実施マニュアルを作ることは、矛盾を増幅させるだけである。

【協議会の考え方】

大阪府では、府の地理的特徴や社会的特徴を踏まえて、蓋然性が高い武力攻撃4事例（「テロリストによるターミナル・列車の爆破」、「テロリストによる地下鉄等での化学剤の散布」、「武装勢力による経済拠点襲撃・武力対峙・鎮圧」、「弾道ミサイルによる生活関連等施設への攻撃」）について詳細なケーススタディを実施され、各事例における現状の課題について整理をされています。市ではこのシミュレーションを参考にしながら、国民保護措置を的確かつ円滑に実施できる実施マニュアル（仮称）の作成に各部局が連携して取り組んでいくこととしています。

項番	頁	行	項目等
4	10	6	「基本的人権の尊重」について

【意見の概要】

- 「基本的人権」をあらゆる場面で守ることが、戦争を回避することになる。
- 「有事を理由に、言論を制約したり、集会を禁止したりするような人権制限はしない」と追記すべき。
- 具体的に「必要最小限度」は何か、「公正、適正」は誰がどのように決めるのか。抽象的な言葉だけではどのようにも解釈できるため、もっと明確化すべき。
- 軍事を「高度の公共の福祉」と位置づけ基本的人権を制限することは、戦争を永久に放棄し軍事的公共性など一切認めていない憲法の基本理念を覆すものだ。

【協議会の考え方】

基本的人権の尊重は、真の世界平和実現にとって、非常に重要であると考えます。

国民保護法は、有事法制の中核として位置付けられる「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(事態対処法)に基づいて作成されています。この事態対処法では、基本理念として、「武力攻撃事態等への対処においては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない、これに制限が加えられる場合にあっても、その制限は当該武力攻撃事態等に対処するため必要最小限のものに限られ、かつ公正適正な手続きのもとに行われなければならない。この場合において、日本国憲法第 14 条、第 18 条、第 19 条、第 21 条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。(事態対処法第 3 条第 4 項)」と規定されています。

すなわち、事態対処法では、武力攻撃事態等においても、日本国憲法の定める法の下での自由、身体の自由、思想・良心の自由、表現の自由をはじめとする基本的人権に関する規定は、最大限尊重しなければならないことが規定され、事態対処法と同様に、国民保護法でも第 5 条において、国民の保護のための措置を実施するに当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならないことが規定されています。

また、国民の自由と権利に制限が加えられる場合は、その制限は武力攻撃事態等に対処するため必要最小限のものであり、かつ、公正かつ適正な手続きのもとに行わなければならないと規定している事態対処法の基本理念を踏まえ、国民保護法においては、物資の収用(第 81 条)や土地等の使用(第 82 条)を実施するに当たっては、あらかじめ要請を行うこととして、権利の制限を最小限にすることとされています。

具体的には、避難住民等に対する救援を行う場合において、医療品や食品などの緊急物資を確保し、又は避難住民の宿泊施設や医療施設を確保するために土地等を使用する必要性が生じた場合には、まず物資を所有する者に売渡しを要請したり、土地等の所有者及び占有者に同意を求めることになっています。

項番	頁	行	項目等
5	10	23	「国民の協力」について

【意見の概要】

- 「国民の協力は、…、その要請にあたっては強制にわたることがあってはならないことに留意する。」とあるが、強制されないことの具体的な担保は何か。
- 「留意する」を削除すべき。
- 「いかなる場合にも国民の協力を強制せず、思想、信条の自由を奪わない」と明記すべき。

【協議会の考え方】

国民への協力要請は強制にわたることがあってはならないことは、国民保護法第 4 条第 2 項で規定されています。

国民の協力については、本計画(案)第 1 編第 2 章の基本方針において、基本的人権の尊重をはじめ国民保護措置を実施するうえで特に注意すべき事項の一つであることから、「留意する。」という表現にしたものであり、この用語の有無により本来の趣旨が変更されるものではありません。また、思想、信条の自由については、前項の「基本的人権の尊重」で述べたとおり、武力攻撃事態等においても、日本国憲法の定める法の下での自由、身体の自由、思想・良心の自由、表現の自

由をはじめとする基本的人権に関する規定は、最大限尊重されなければならない事項であることから、本計画（案）第 1 編第 2 章において、基本的人権の尊重を基本方針の一つとして記述しています。

項番	頁	行	項目等
6	11	2	指定（地方）公共機関の自主性について

【意見の概要】

- 指定（地方）公共機関に従事している多くの市民が軍事協力に借り出される可能性があるため、要請に対し、判断・決定するのは、市民・機関であることを明確にすべき。
- 「・・・武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する」の「ことに留意する」の文言を削除すべき。
- 「放送の自律を保障することにより、その言論やその他の表現の自由は特に配慮する」の「特に配慮する」を「守る」と変更すべき。

【協議会の考え方】

指定（地方）公共機関は、国民保護法の規定に基づき、その業務について飽くまで自主的な判断により業務計画を作成し、当該計画の定めるところにより、各法人の業務の範囲内で自らの自主的な判断により国民の保護のための措置を実施することとされています。

指定（地方）公共機関の自主性の尊重についても、本計画（案）第 1 編第 2 章の基本方針において、基本的人権の尊重をはじめ国民保護措置を実施するうえで特に注意すべき事項の一つであることから、「留意する。」という表現にしたものであり、この用語の有無により本来の趣旨が変更されるものではありません。

国民保護法第 7 条第 2 項において、「国及び地方公共団体は、放送事業者（中略）である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民の保護のための措置については、その言論その他表現の自由に特に配慮しなければならない。」と規定されており、本項の「配慮」とは、国や地方公共団体が、放送事業者である指定公共機関等が実施する警報、避難の指示及び緊急通報の放送については、放送事業者による放送番組の編集を尊重し、これに干渉しないなどの配慮を行うことであるとされています。

項番	頁	行	項目等
7	11	12	「国際人道法の的確な実施の確保」について

【意見の概要】

- 計画文には「国民保護措置等を実施するにあたっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する」とあるが、具体的にどの条約の第何条の規定をどのような場合に的確に実施することになるのか。
- 日本政府が批准（加入）した国際条約と国内法との関係、及びその国内法と法に基づく「計画」との関係はどうなっているのか。
- 第2回市国民保護協議会資料2の「協議会委員からの計画案に対する質問等及び事務局回答」（項番15）の中で、「国際人道法の的確な実施」の国民保護法の守備範囲として、①武力紛争の影響をうける住民の保護②武力紛争の結果生じた傷病者、死者等の人道的取り扱い、の二分野及び具体例4点に限られるのはなぜか。また、「守備範囲」とはどのような法解釈権限に基づいているのか。
- 「国際人道法」は平時から周知する必要がある重要な法であるため、第7節「高齢者、障害者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施」のうち「国際人道法の的確な実施」の部分の節とすべき。

【協議会の考え方】

国際人道法には、武力紛争の影響を受ける住民の保護及び武力紛争の結果生じた傷病者、死者等の人道的取扱いに関する規定が含まれています。具体的には、一般的文民保護に関する規定（ジュネーブ条約第1追加議定書第62条他）文民保護の任務に関する規定（ジュネーブ条約第1追加議定書第61条他）文民たる住民のための救済に関する規定（ジュネーブ条約第1追加議定書第4編第2部他）行方不明者に関する規定（ジュネーブ条約第1追加議定書第33条他）文民保護の識別に関する規定（ジュネーブ条約第1追加議定書第66条第4項他）等が挙げられます。

これら国際人道法上の規定を的確に実施するため、国民保護法では、住民の避難に関する措置（国民保護法第2章）避難住民等の救援に関する措置（国民保護法第3章第1節）安否情報の収集等（国民保護法第3章第2節）特殊標章の交付等（国民保護法第157条及び第158条）等に関する規定が設けられており、本計画（案）も、これに沿った内容となっています。

国際人道法の規定は、国民保護に関することのみならず、捕虜の人道的な取扱いに関すること、重要な文化財の保護に関すること、占領地域への移送に関すること、文民の出国に関すること等、非常に多岐にわたっています。

国際人道法の実施内容として2分野4点を挙げたのは、これらの点が有事体制の一つである国民保護体制と特に関連性が深く、また国民保護法において直接の規定が置かれ、計画案においても個別の項目を立てて規定していることから、特に重要なものとして例示的に挙げたものです。

「守備範囲」の語は、これは法解釈の結果として国際人道法の枠組全体から特定の部分を析出したことを意味するのではなく、法整備の経緯を説明するために便宜的に用いたものです。

計画（案）第1編第2章の7に掲げる基本方針は、国民保護法第9条の規定に対応して定められたものです。国民保護法第9条第1項については、「戦時における文民の保護に関するジュネーブ第4条約（第14条他）」及び「ジュネーブ条約第1追加議定書（第70条他）」において、傷病者、高齢者、児童及び妊産婦等に対する特別の配慮に関する規定が置かれている趣旨等に鑑み規定されたものと考えられ、これに国際人道法の的確な実施の確保に係る一般的な定めである第2項を併置することで、第9条全体として、国民保護措置全体に係る留意点及び国際人道法の的確な実施の確保に関する規定としたものと考えられます。本計画（案）における記述についても、この趣旨にのっとり定められたものです。

項番	頁	行	項目等
8	11	12	「国際人道法の基本原則」について

【意見の概要】

- 「文民と戦闘員とを」「民用物と軍事目標とを」常に区別するという国際人道法の趣旨は、計画上どのように反映されているのか。

【協議会の考え方】

国際人道法であるジュネーヴ諸条約、ジュネーヴ諸条約第1追加議定書及び第2追加議定書等の趣旨は、本計画の基本方針のひとつであると考えており、第1編第2章の7に「国民保護措置を実施するにあたっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する」と明記しています。

より具体的には、計画の第3編第3章に「特殊標章等の交付及び管理」に関する規定を設け、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用できる特殊標章等の取扱いについて定めています。

また、市長が自衛隊に対して措置の実施要請を行うにあたっては、自衛隊の主たる任務が侵略排除措置であること等に鑑み、武力攻撃の状況に留意した上でなすべきことを特に明記しています。

項番	頁	行	項目等
9	11 12		「自主防災組織及び消防団の国民保護体制との関わり」について

【意見の概要】

- 消防団や自主防災組織を戦時の国防のために組織することは、戦時体制構築に市民を巻き込むものである。国民保護法で「強制にわたらないようにすべき」とされている以上、このような組織化は図るべきではない。
- 国民保護措置の訓練に、消防団を参加させるべきではない。

【協議会の考え方】

国民保護計画は、万が一武力攻撃等が発生した場合に、住民に及ぼす影響が最小となるよう、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施できるようにすることを目的としており、戦時体制構築に市民を巻き込むものではありません。

非常勤特別職の地方公務員である消防団員で構成された消防団は、消防本部及び消防署とともに、市町村の消防機関のひとつとして消防組織法に規定されている機関です。消防団を含む消防機関は、国民の生命、身体及び財産を災害時等から保護するという責務を有しており、市町村長が避難住民の誘導をするにあたって、当該市町村職員のみならず、消防団長をも指揮することが明示されています。消防団がその責務を果たすための訓練は必要であると考えます。

項番	頁	行	項目等
10	13 他		「自衛隊」について

【意見の概要】

- 自衛隊は、恒常的にジュネーヴ条約第1追加議定書61条に規定する（人道的）任務を行い得るとは考え難い。恒常的に民間防衛隊（文民保護組織）の要請に応じてくれるのか。
- 自衛隊法92条1項における、防衛出動に関する公共の秩序維持のための権限に関する規定については、ジュネーヴ条約第1追加議定書の、「文民保護組織に配属される軍隊の構成員の条件」についての規定に違反している部分を有すると解する。
- ジュネーヴ諸条約第1追加議定書はその第48条及び第58条の規定において、文民と戦闘員、民用物と軍事目標の分離原則を明確に示している。また「国民保護計画」は、文民たる住民を保護するためのものである。よって自衛隊は避難誘導を行ったり、退避を指示したり、警戒区域を設定する等、「国民保護計画」一切に参加できない。「枚方市国民保護計画」において、自衛隊への参加要請を一切止めるべき。

【協議会の考え方】

- ジュネーヴ条約第1追加議定書に定める軍民分離原則と国民保護法との関連つきましましては、平成18年6月の政府国会答弁において、住民保護を目的とした避難誘導が直ちに国際人道法違反とは言えないこと、また、ジュネーヴ条約第1追加議定書の規定が、軍事組織が住民の避難誘導等に当たること自体を禁じているわけではないことから、自衛官が避難住民の誘導等を行うことが、国際人道法上直ちに問題を生ずるものではないとされています（内閣衆質一六四第三六五号参照）。国民保護法第63条は、市町村長は、市町村の職員のみでは十分な避難誘導対応が困難である場合に、警察署長、海上保安部長又は国民の保護のための措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等に対し、避難住民の誘導を行うよう要請できる旨定めています。また同法第112条及び第114条は、市町村長、知事、警察官又は海上保安官のいずれもが職務を行うことができない場合に、自衛官は退避の指示及び警戒区域の設定ができると定めています。以上のように自衛官は、当該国民保護措置の効果を十分に確保できない、やむを得ない場合に措置に従事するものであり、本協議会は、市における国民保護措置に万全を期す観点から、自衛隊に措置の実施要請を行うことは必要であると考えます。

項番	頁	行	項目等
11	32	10	「核攻撃への対応」について

【意見の概要】

- 悲惨な被爆体験で、今なお原爆症に苦しむ被爆者が多数存在する国の行政機関が示す文章か。「ハンカチや雨ガッパ」で放射能汚染から逃れられるという間違ったメッセージを伝えることになる。「非核平和都市宣言」を掲げている枚方市が書くべきではない。削除すべき。

【協議会の考え方】

核兵器を含めNBC兵器等による攻撃に関する特徴や留意点については、平成17年3月に国が定めた「国民の保護に関する基本方針」で示されており、本計画（案）はこの「基本方針」及び「大阪府国民保護計画」と整合させた内容となっています。また留意点については、あくまでも被害の拡大を抑制・低減することを目的としています。

項番	頁	行	項目等
12	62		「退避の指示者」について

【意見の概要】

○自衛隊は退避の指示を出す。つまり避難場所から（人を）追い出すこともできる。シビリアンコントロールは担保されるのか。

【協議会の考え方】

住民の避難は、対策本部長（内閣総理大臣）の避難措置の指示を受けて都道府県知事が住民に対し「避難の指示」を行うこととされていますが、予測不可能な武力攻撃災害が突然発生し、都道府県知事の指示を待っている間は避難が間に合わないこともあり得ます。

このため、国民保護法では、飽くまでも目の危険を一時的に避けるために、市町村長に退避の指示を出す権限を与えるとともに、緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事も自ら退避の指示をすることができることとされています。

また、武力攻撃災害が現に発生している場合や武力攻撃災害が発生する明白な危険が切迫していると認められる場合において、市町村長又は都道府県知事の退避の指示を待っている間は、住民の生命、身体若しくは財産に具体的な危険が生じ、又は武力攻撃災害が拡大する可能性が高い場合は、警察官又は海上保安官は、退避先を指示することができるようになっています。

自衛隊の部隊等の自衛官も市町村長に代わって補完的に退避の指示をすることができることとされていますが、この退避の指示については、市町村の機能が働かなくなったときのほか、市町村長若しくはその委任を受けた消防職員その他の市町村職員、都道府県知事若しくは都道府県職員、警察官又は海上保安官が当該地にいないとき等のため、これらの者が指示できずしかも指示が急を要すると認められるような場合に限定されており、退避の指示をしたときは、その旨を市町村長に通知しなければならないことになっています。

項番	頁	行	項目等
13	67	20	「災害時要援護者の避難誘導」について

【意見の概要】

○住民の何割が要援護者と考えているか。

○要援護者家族の方は「連れて逃げるのは無理、自分一人でも逃げられない」との声もある。訓練といえば揃って同じ場所に逃げる訓練がほとんどであるが、むしろその枠にはまらない住民も多数いる。

【協議会の考え方】

災害時要援護者の状況は、本計画（案）第 1 編第 4 章第 3 節第 2 項に記載していますが、災害時の避難行動に支援や時間を要する高齢者、障害者、妊産婦等の人数は、市総人口の約 12%と推計されます。

このように多くの災害時要援護者の避難誘導を行うため、市は事前に災害時要援護者に関する情報等を把握したうえで、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等や、校区コミュニティ協議会を軸にした自主防災組織、自治会等の地域住民の自発的な協力を得ながら、必要に応じて車両を確保するなどして実施することとしています。

以上の具体的手順につきましては、「実施マニュアル(仮称)」において定めることとしています。

項番	頁	行	項目等
14	113	17	「住民に対する広報・啓発」について

【意見の概要】

- 「国民保護措置の重要性について広く啓発を行う」となっていることが、住民に「戦争協力」の動きをつくり、知らず知らずに強制になってしまう可能性がある。
- 今、必要な広報・啓発内容は、自治体・民間同士の平和外交の大切さであり、市や市民同士が国を越えて交流することを具体的に支援することである。
- 本計画はジュネーブ条約と密接な関係にあり、批准国には国民周知の義務がある。必ず研修・広報・啓発の項目に「ジュネーブ条約」を加えるべき。

【協議会の考え方】

武力攻撃事態等における避難や救援の仕組みなど、国民が自らの生命、身体及び財産を守るという観点で知っておくべき知識や、国民が避難誘導や救援等の援助に協力することは、迅速かつ的確な国民保護措置を実施していくうえで重要であり、平素から十分に理解を深める必要があると考えます。

しかしながら、国民保護法第 4 条第 2 項に規定するとおり、国民の協力は、あくまでその自発的な意思によるものでなくてはならず、また、協力要請が強制になるようなことがあってはなりません。このことを明確にするため本計画（案）第 1 編第 2 章の基本方針の中に国民の協力について記述しています。

国民保護計画は、万一の武力攻撃やテロから国民を保護するための措置の内容及び実施方法などについて定める計画であることから、同計画の中に外交に関して記述することは適当ではありません。しかしながら、平和のための国際理解や国際交流を深める事業を推進することは極めて重要ですので、巻頭メッセージの「はじめに」においてその重要性が述べられています。

- 国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の規定に沿ったものとなるようにする必要があることから、本計画（案）第 3 編第 1 章第 3 節の研修の実施において、国際人道法を加えました。

項番	頁	行	項目等
15	122	1	「特殊標章等」について

【意見の概要】

- 国際的に決められている「特殊標章等」はこれ以外どのようなものがあるか。
- この標章は「何から」「何を」識別するのが目的なのか。
- 武力攻撃等において市民全員が戦闘に無関係な文民であり、避難救援等を相互に助け合いながら行うという意味で市民全員が保護措置の協力者であるため、「特殊標章」を全市民に配布すべき。

【協議会の考え方】

ジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書）には、文民保護の国際的な特殊標章（オレンジ色地に青色の三角形）のほか、医療・宗教要員等の特殊標章及び身分証明書、ダムや堤防及び原子力発電所等危険な力を内蔵する工作物及び施設の特別標章、報道関係者のための身分証明書があります。

これらの特殊標章等によって戦闘対象から国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う者及び国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等が識別され、保護されることとなります。ボランティア等一般の住民等については、指定行政機関の長、知事や市長村長、指定公共機関等から委託又は協力の要請を受けて国民保護法に規定する国民保護措置を行うような場合において、指定行政機関の長、知事や市長村長から交付を受け、又は指定公共機関等から使用を認められたときに特殊標章が使用可能となるとされています。

項番	頁	行	項目等
16			「市民アンケート」について

【意見の概要】

- パブリックコメントの活用方法を示して欲しい。
- パブリックコメントでの提言について協議会での検討を要請する。
- パブリックコメント充実のために「公聴会」を要請する。
- インターネット利用率を示して欲しい。

【協議会の考え方】

インターネットアンケートは、本計画（案）を広く市民に公表し、市民からの意見等の提出という形で市民参画の機会を保障するとともに、それらの意見を参考にして、住民の避難・避難住民の救済・武力攻撃災害への対処などの国民保護措置を的確かつ迅速に実施できる国民保護計画の作成を目的に実施したものです。

また、アンケートの実施にあたっては、インターネットによるアンケートの他、市の各支所及び危機管理部において用紙(点字訳含む)によるアンケートも実施しました。

なお、提出された市民意見等については、協議会において審議のうえ、結果については、市ホームページで公表する予定です。

【市に対する意見・質問】

項番	頁	行	項目等
17			「国際人道法の啓発」について

【意見の概要】

- 第1追加議定書の締結により、わが国が負うことになる義務に、「出来る限り広い範囲においてこの議定書の周知を図ること」とあるが、枚方市ではこの「計画案」も含めて、市民に第1追加議定書をはじめとした国際人道法をどのように周知されているのか。それは言葉による説明だけではなく、例えばこの計画書作成の過程でも国際人道法の根本原則を活かすことで、市民に知らせることになると考えるがその姿勢は貫かれているのか。

【市の考え方】

ジュネーヴ条約の周知については、本市の平和施策に関する事務を所掌する人権政策室の窓口で、外務省国内広報課発行のリーフレット『ジュネーヴ条約を知っていますか?』の写し(カラー印刷したもの)を備え、配布しています。

項番	頁	行	項目等
18			「枚方市国民保護協議会」について

【意見の概要】

- 協議会は「武力攻撃事態」における「計画」を審議する場であり、国際法や条約に照らした議論が必要である。従って、「国際法」の専門家・研究者の委員委嘱或いは参考人招致をしてもらいたい。
- 自衛官の協議会委員への参加については、①ジュネーヴ条約第1追加議定書の軍民分離の原則②緊急対処事態は犯罪または事故災害であり、本来、警察及び消防の権能・機能によって解決すべき事態である。③枚方市には、自衛隊の基地や宿舎もなく住民ではない。また、自衛隊は、枚方市民を管轄する機関でもない。以上の理由から反対である。

【市の考え方】

協議会委員については、国民保護法の規定に基づき、それぞれ専門知識を有した経験者にご就任いただいております。国際的な経験が豊富で、国際社会の良識と高い見識を持たれた方にも就任いただいております。

国民保護法において自衛隊による避難住民の誘導に関する要請について規定されており、円滑な避難誘導のための市長との協議や避難住民の誘導に関する情報提供など、自衛隊との連携が重要になることから、協議会委員として自衛官の就任は必要であると認識しています。

なお、ご意見にある、「自衛隊は、枚方市民を管轄する機関ではない」とのご意見ですが、本市域を管轄する自衛隊は、陸上自衛隊第3師団第36普通科連隊となっております。

項番	貢	行	項目等
19			「基本指針要旨」に対する意見について

【意見の概要】

- 2004年3月、内閣官房の「基本指針要旨」に対し「大阪府検討委員会」を通じて枚方市が出した意見は、国・府及び関係機関でどのように整理されたのか。

【市の考え方】

平成16年12月、国において実施された「国民保護に関する基本指針要旨についての意見募集（パブリックコメント）」に併せ、市から提出した意見について、国がどのように整理をされたか市では把握しておりません。なお、21項目の意見は、大阪府を通じて国に提出したものです。

項番	貢	行	項目等
20			国立市平和都市条例（案）について

【意見の概要】

- ジュネーヴ条約第1追加議定書58、59条による街づくり、施策が最も安全な「市民保護」と考える。国立市平和都市条例（案）に対する国立市長の意見の評価を示してほしい。

【市の考え方】

他の自治体におけるジュネーヴ条約第1追加議定書の無防備地区等に関する考え方について、本市の見解を述べることは適当でないと考えます。

項番	貢	行	項目等
21			自衛隊の土地等の使用について

【意見の概要】

- 自衛隊法では施設の管理、土地等の使用に対し、強制の規定はないのか。

【市の考え方】

自衛隊法には、武力攻撃事態における防衛出動時において、都道府県知事が防衛庁長官又は方面総監若しくは師団長など政令で定める者の要請に基づき、病院、診療所等の施設の管理、土地等の使用、物資の収用を行うことができることを定めた物資の収用等に関する規定（第103条）があります。

この防衛出動時における物資の収用等では、対象となる施設、土地又は物資について、都道府県知事と要請した者が協議して定めることとされています。また、収用や使用に当たっては、国民保護法と同様に、必要事項を記載した公用令書を交付しなければならないことや、通常生ずべき損失を補償しなければならないこととされています。

項番	貢	行	項目等
22			国への要望について

【意見の概要】

- 国を守れなくては、国民は守れない。国民保護計画の前に国家を強くすべき。

【市の考え方】

ご意見については、国に対するご意見であると解釈されますので、本市の考え方を述べることは適当ではないと考えます。本市としては、住民等の保護のための措置を的確かつ迅速に実施できるよう、より良い国民保護計画の策定に努めていきます。